

基準値設定後の対応に係る河川における農薬濃度のモニタリング実施における 生産量の少ない農作物の考慮について（案）

1. 背景

水産基準値の設定に際しては、水産 PEC も算定し、水産基準値と水産 PEC が近接する場合には、実際の使用量等を考慮しつつ、農薬残留総合調査等により可能な限りモニタリングを実施してきたところである。

水産 PEC は、当該農薬の使用方法に基づき使用場面ごとに算定しており、具体的には農薬の登録申請書等に添付する資料について（平成 14 年 1 月 10 日付け 13 生産第 3987 号農林水産省生産局長通知）の別添 2「農薬の水産動植物被害予測濃度の算定方法」に記載の計算式、環境モデル及び標準的シナリオに基づき算出することとなっている。そのため、生産量が少ない農作物については、現実の作付面積に比べて水産 PEC のモデルの作付面積（別紙）が過大になっている可能性が高く、水稻等の作付面積の多い農作物と異なり現実の河川水中農薬濃度に比べ、水産 PEC の方が極端に高濃度になっている可能性が高い。

中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第 61 回）において、適用農作物「クレソン」への使用に係る水産 PEC が水産基準値と近接していたことを根拠に、河川における農薬濃度のモニタリング実施を検討する旨事務局から説明したところ、「現実の農薬使用を考えると環境中濃度が高くなるとは考え難く、モニタリングの実施に当たっては作物の生産量を考慮した方が良い」旨の意見があった。

そのため、モニタリングの実施の検討における、生産量が少ないと考えられる農作物への農薬使用に係る水産 PEC が、水産基準値と近接したときの取扱いについて整理する。

2. 農薬登録制度における生産量の少ない農作物

農薬の登録申請においては、各種試験成績の提出が義務づけられているが、作物の生産量により試験の実施例数が異なる場合があり、具体的には、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知）の別表 3 - 1 は生産量が特に多い農作物で別表 3 - 2 は生産量が多い農作物、それ以外の農作物は生産量の少ない農作物とされている。

表：「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成 13 年 10 月 10 日 付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知）より抜粋

<p>（別表 3 - 1）</p> <p>生産量が特に多い農作物</p> <p>食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。）</p> <p>稲（水稻及び陸稻）、小麦、みかん、かき、なし（日本なし及び西洋なし）、りんご、キャベツ、きゅうり、すいか、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ほうれんそう、レタス、かんしょ、ばれいしょ、だいず、茶、いね科牧草、まめ科牧草、飼料用とうもろこし、ソルガム</p>
<p>（別表 3 - 2）</p> <p>生産量が多い農作物</p> <p>食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。）</p> <p>大麦、未成熟とうもろこし、伊予柑、不知火、なつみかん、はっさく、うめ、キウイフルーツ、ぶどう、もも、こまつな、チンゲンサイ、のざわな、えだまめ、さやいんげん、セルリー、いちご、かぶ、かぼちゃ、ごぼう、しゅんぎく、しょうが、にら、ピーマン、ブロッコリー、ミニトマト、メロン、れんこん、こんにゃく、さといも、やまのいも、あずき、さとうきび、てんさい、飼料用えんばく</p> <p>食品の用に供される農作物以外の農作物</p> <p>きく及び芝</p>

3 .基準値設定後の対応に係る河川における農薬濃度のモニタリング実施における生産量の少ない農作物の考慮について

農薬の登録申請に係る試験成績の試験例数に係る農作物の生産量の区分と河川中の農薬濃度に必ずしも相関があるとは限らないが、他の優先度の高い農薬も含めて効率的にモニタリングを実施するために、生産量の少ない農作物への農薬使用に係る水産 PEC と水産基準値が近接していた場合には以下の対応を取ることとする。

- ・生産量が特に多い農作物及び生産量が多い農作物への農薬使用に係る水産 PEC のうち最大値となるものも確認し、水産検討会及び農薬小委員会で提示する。
- ・モニタリング実施の検討においては、 の水産 PEC と水産基準値の近接具合等を考慮し、モニタリング実施の優先度等を判断する。

別紙

農薬の登録申請書等に添付する資料について（平成 14 年 1 月 10 日付け 13 生産第 3987 号農林水産省生産局長通知）の別添 2「農薬の水産動植物被害予測濃度の算定方法」における作付面積について

標記の通知の「(参考 2)水産 PEC の算定に用いる環境モデル及び標準的シナリオについて」においては、国土面積に占める水稲作付面積及び農耕地面積の割合を考慮して環境モデルにおける水田面積が配置されている。

(参考 2) 水産 PEC の算定に用いる環境モデル及び標準的シナリオについて (抜粋)

水産 P E C の算定の前提となる環境モデル及び標準的シナリオは以下のとおりである。また、想定されている環境は、水質環境基準点の置かれている下流域の河川である。

(1) 環境モデル (図 1)

我が国では農耕地等を流れた地表水はそのほとんどが河川等の公共用水域に流入する。このような我が国の地形条件等に鑑み、図 1 に示すような圃場と河川で構成された環境モデルを想定する。

また、環境モデルの具体的なパラメータは次のとおりとする。

ア) 面積 100 km² のモデル流域の中に国土面積に占める水稲作付面積及び農耕地面積の割合を考慮して、一定の圃場群 (水田 : 500 ha、水田以外 : 750 ha) を配置する。

(略)